

（ 令 2 . 1 0 . 2 1  
実 3 - 1 ）

# 説 明 資 料

〔 税 務 上 の 書 面 、 押 印 、 対 面 原 則 の 見 直 し に つ い て （ 国 税 ） 〕

令 和 2 年 10 月 21 日 （ 水 ）

財 務 省

# これまでの経緯

## 規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日規制改革推進会議決定) 抜粋

### 6 (2)ア 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し <基本的考え方>

新型コロナウイルスの感染を防止し、コロナ危機を収束させる観点からは、テレワークの推進が喫緊の課題である。行政に提出する書類に押印するために、あるいは、行政窓口に行く必要があるためにテレワークができないといったことを生じさせてはならない。

規制改革推進会議は、経済4団体からの緊急要望(以下「緊急要望」という。)を受け、各府省に対して見直しの考え方を示して緊急対応及び制度的対応を求めたところである。

こうした緊急対応については、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、引き続き、拡大・継続するとともに、制度的な見直しについても、優先順位を付して進めていくことが求められる。この場合、行政手続において、書面・押印・対面を求めるすべての法令や慣行について、次のとおり全面的に見直しを行うべきである。

- ・ 書面規制については、オンライン利用の円滑化のため様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化(電子メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を含む)を推進する。
- ・ 押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。
- ・ 対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

さらに、こうした取組は、今後、デジタルガバメントを実現していく上での環境整備というべきであり、各府省は、単に法令や慣行の見直しにとどまらず、利用者目線のデジタルガバメントの実現に向けた取組を可及的速やかに推進することが求められる。

## 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) 抜粋

### 6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(注)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

(注) 見直し対象手続: 国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

# 国税関係手続における押印原則について

## 現行制度の概要

- 税務署長に提出される税務書類(申告書等)には、提出者等が押印しなければならない(国税通則法)。また、税理士等が税務代理等をする場合には、税理士等は押印しなければならない(税理士法)。
- 法令上、大半の手続においては、印鑑の種類についての限定がない一方で、一部の手続では実印による押印及び印鑑証明書の添付が求められている。

(例)

### ➤ 担保提供関係書類への担保提供者の押印

土地を担保として延納や猶予の申請をする場合、土地所有者による抵当権設定登記承諾書(押印含む)・印鑑証明書の添付が必要(※)。

また、第三者の保証人を立てる場合は、当該保証人の保証書(押印含む)・印鑑証明書が必要。

※ 不動産登記法令上、不動産に係る権利登記の嘱託時に登記義務者の承諾書を添付しなければならず、当該承諾書には承諾者の押印と印鑑証明書の添付が必要。

### ➤ 遺産分割協議書への共同相続人等の押印

配偶者に対する相続税額の軽減の特例を申請する場合、遺産分割協議書(全ての共同相続人等の押印含む)・印鑑証明書の添付が必要。

※ 遺産分割協議書に記載された合意内容の真正性を確保する必要があるため。

## 論点

- 国税関係手続における押印義務は、原則として廃止すべきではないか。
- 実印による押印及び印鑑証明書の添付を求めているような一定の手続については、政府全体の方向性を踏まえ、その取扱いを検討すべきではないか。
- 実務上「署名又は押印」を求めている手続であって、現状において認印を許容しているものについては、押印と併せて署名も不要と整理すべきではないか。

# 国税関係手続における書面・対面原則について

## 現行制度の概要

- 現行制度上、国税に関する申告や申請をオンラインで行う場合には、申告書等に記載すべき事項を「入力」して送信することが必要。他方、申告書等の添付書類については、スキャンしたデータの送信によることも可能。（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令）
- 同制度の下、国税に関する申告や申請については、ほとんど（件数ベースで99%）がオンライン（e-Tax）で手続可能（入力フォームを提供）。実際、所得税申告の約6割、法人税申告の約9割がe-Taxを通じて行われている（令和元年度）。
- 他方、以下の類型に該当する諸手続については入力フォームが提供されておらず、オンラインで手続をすることができない状況。

（例）

- 臨時に必要となる申告等
- 件数が僅少な手続
- 第三者を経由して行われる申告等

## 論点

- 費用対効果の観点から踏まえ、入力フォームが用意されていない手続については、スキャンしたデータを送信することによるオンライン手続を認めてはどうか。